

## 松山市老人福祉施設等事故報告事務取扱基準

### 1・目的

松山市(以下「市」という。)の区域内において、いきがいデイサービスセンター・老人福祉センター・有料老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム等(以下「施設」という。)が実施するサービスの提供により発生した事故を把握するとともに、施設による事故への速やかな対応と事故防止への取り組みを支援することにより、サービスの質の向上と安心してサービスが利用できるサービス提供体制の確立を目指すことを目的として、市への事故報告の手続きを定める。

### 2・事故の範囲

施設が市へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。なお、報告対象とする事故は、過失の有無を問わない。

(1) サービス提供中に利用者が死亡又は負傷、失踪した場合

ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含まれるものとする。

イ 「死亡」とは、事故報告をさし、病気死亡は、報告対象外とする。ただし、病気死亡であっても死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

ウ 「負傷」とは、医師の保険診療を要したものとする。ただし、医師の保険診療を要しなくとも、負傷により利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

エ 「失踪」とは、サービス提供中に、利用者の所在が不明となり、警察に捜索願が出された場合とする。

(2) 食中毒及び感染症等で法令により保健所への義務が生じている事由が発生した場合

(3) 職員の法令違反、不祥事等により利用者の処遇に影響がある場合

(4) その他、家族等から苦情が出ている場合等、市が報告の必要があると認めた事故が発生した場合

### 3・報告の手順

(1) 施設は、2(事故の範囲)に定める事故が発生した場合、速やかに(5日以内)第1報(別紙様式の第1報をチェック、すくなくとも1～6については可能なかぎり記載)により、市に報告する。

(2) その後、施設は、概ね2週間以内に、第2報(別紙様式に2を記入・チェック)を、また、長期化する場合は、第3報以降(別紙様式に3以降を記入・チェック)を、さらに、事故処理が完結した時点で、最終報告(上記の事故報告の最終報告をチェック)を、市に報告する。

(3) 施設は、事故処理の経過について、必要に応じて随時電話等で市へ連絡する。

(4) 事故報告時、または事故報告後、施設は、必要に応じて市から求められた資料を提出する。

### 4・対応

市は、事業者から事故の報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、入所者として必要な対応を行うものとする。

### 5・その他

この基準で定めるもののほか事故報告に関して必要な事項は、市長が別に定める。

### 6・実施期間

平成17年1月1日から実施する。

平成25年4月1日一部変更する。

令和3年7月1日一部変更する。

